# 平成20年度 第4回人事委員会会議結果

# 1 開催日時

平成20年6月12日(木)午前10時00分~午前11時38分

# 2 開催場所

人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

# 3 出席者

### 【人事委員】

委員長 髙橋敬一 要員 曽 我紀厚

# 【事務局職員】

事務局長 浅 井 渉 次 長 中 尾 康 師 任用課長 西 尾 孝 之 給与課長 岡 田 良 彦 課長補佐 荒 田 すみ子 課長補佐 松 本 秀 樹

【傍 聴 者】 なし

# 4 議 題

議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について

議案第2号 人事委員会規則の一部改正について

議案第3号 職員の昇任選考について

報告第1号 職員等の懲戒処分について

報告第2号 平成20年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度(事務・技術)資格免許職(1 回目))の受験申込状況について

#### 協議等事項

- (1)職員団体からの要求に対する回答案協議について
- (2)師範の職の新設について

# 5 会議の公開・非公開

議案第3号、報告第1号及び協議等事項を非公開とした。

# 6 議事

佐蔵委員は体調不良のため出席できなかったが、今後の事務に支障があることから、地方公務員 法第11条第2項の規定により委員2名で委員会を開催することとした。

# (1)議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり意見を提出することに決定した。

# 【説明】

平成20年5月議会に提出された職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき県議会から意見聴取があり、これに対して本委員会の意見を回答しようとするもの。

この一部改正については妥当と考え、異議なしとして回答したい。

#### 条例案の名称

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

# 改正理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴い、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症に対する体制整備の一環として職員の特殊勤務手当の支給対象業務を見直すもの。

#### 概要

防疫等業務手当の支給対象業務に、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は当該区域から患者を移送する業務を加える。

### 施行期日

公布日

### 条例案に対する人事委員会の判断

法改正に伴って新型インフルエンザ等に対応するための体制整備の一環として改正するものであり、異議はない。

#### (2)議案第2号

人事委員会規則の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

# 【説 明】

規則の名称

【規則:一部改正】

- ・職員の育児休業等に関する規則
- ・宿日直手当に関する規則

# 概要

# ア 職員の育児休業等に関する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正に伴う所要の規定の整備を行う。

(適用日:平成20年4月1日)

- ・育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間を定めた規定中引用 している期末勤勉手当の根拠条項を改める。
- ・自己啓発等休業をしている職員として在職した期間は、上記の勤務した期間に相当する期間 に含めないこととする。

# イ 宿日直手当に関する規則

医師の当直勤務に対して支給する宿日直手当の額について所要の改正を行う。

(適用日:平成20年4月1日)

- ・総合療育センターにおける入院患者の病状の急変等に対処するための医師の当直勤務に対する宿日直手当の額を、管理職手当に係る区分にかかわらず、宿日直勤務1回につき2万円とする。
- ・所要の経過措置を講ずる。

# 【質疑】

### 事務局

育児休業規則について、現時点では該当する事例はないが、自己啓発等休業の期間は勤務したこととしないということは当然だと思う。だが、規定をしておかなければ勤務した期間に相当することになってしまう。

宿日直手当について、国では4月からこのような取扱いになっていたようであるが、知事部局では該当する事例はないと思って要請しなかったということ。しかし、調べてみると管理職手当1種と2種に該当する医師についても当直している実態があるということで、見直すこととした。

### 事務局

宿日直手当については、この改正に併せて病院局も規程を改正することになるので、改善される事例は多くあると思う。

# (3)議案第3号

職員の昇任選考について、事務局が説明し、選考の結果、請求のとおり合格とすることに決定した。

# (4)報告第1号

職員等の懲戒処分について、事務局が説明した。

# (5)報告第2号

平成20年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度(事務・技術) 資格免許職(1回目))の受験申込状況について、事務局が説明した。

# 【説 明】

申込期間 5月16日(金)~6月2日(月)

# 申込状況

職種	採用予定者数	申込者数	申込競争率
中以个里	( A )	(B)	(B/A)
	名程度	名	倍
事務(一般コース)	1 0	454(151)	45.4
事務(環境コース)	1	26(4)	26.0
総合化学	1	5 ( 4)	5.0
農業	1	32(16)	32.0
林業	1	9 ( 2 )	9.0
土木	5	49(3)	9.8
機械	1	10(0)	10.0
社会福祉(福祉コース)	2	31(22)	15.5
社会福祉(心理コース)	1	15(10)	15.0

獣医師	1	4 ( 2 )	4 . 0
薬剤師	1	3 ( 1)	3.0
合計	2 5	638(215)	25.5

表中の()は女性で内数

# 試験日程

	試 験 日		日	6月29日(日)		
第				(鳥取会場)鳥取大学共通教育棟		
1	1 試験会場次			(米子会場)鳥取大学医学部講義・実習棟		
次				(東京会場)国士舘大学世田谷校舎6号館		
試	±-±	FA	<b>1</b>	教養試験(多肢選択式) 専門試験(多肢選択式又は記述式) 論文試		
験	試	験	種目	験、適性検査(論文試験、適性検査の評価等は2次試験で実施)		
	合	格	発 表	7月4日(金)		
第	試 験 日		日	7月28日(月)~8月5日(火)(予定)		
2	一一, 就一般一天一场一点以是几天战争		鳥取県庁会議室			
次試	試	験	種 目	人物試験(集団討論、個別面接)		
験			者発表	8月12日(火)(予定)		

採用予定時期 平成21年4月1日

# <参考:平成19年度の状況>

多り、「成」の一段の状況が							
職種	採用予定者数	申込者数	申込競争率				
中以7里	( A )	(B)	(B/A)				
	名程度	名	倍				
事務(一般コース)	1 0	444(138)	44.4				
事務(環境コース)	1	19(2)	19.0				
総合化学	3	32(7)	10.7				
農業	1	22(10)	22.0				
林業	1	10(3)	10.0				
水産	1	11(3)	11.0				
土木	7	37(1)	5.3				
建築	1	15(5)	15.0				
電気(警察職員)	1	14(0)	14.0				
社会福祉(福祉コース)	3	22(13)	7.3				
社会福祉(心理コース)	2	11(7)	5.5				
獣医師	1	3 ( 1)	3.0				
薬剤師	1	6 ( 3 )	6.0				
合計	3 3	646(193)	19.6				

表中の()は女性で内数

# (6)協議等事項

職員団体からの要求に対する回答案協議について、事務局が説明した。

# 【説明】

次回の人事委員会終了後には職員団体と意見交換会を行う予定である。本日は職員団体からの要求に対する回答案について協議していただきたい。

師範の職の新設について、事務局が説明した。

### 【説明】

前回の人事委員会での協議結果を警察本部に返したところ、再度、職の新設について協議があったもの。

#### 1 現状

本県警察においては、職員の大量退職・大量採用期を迎え、急増する若手警察官の知識や経験の不足に起因する現場における執行力の低下が懸念されており、若手警察官の早期育成が重要な課題となっている。

一方で、社会を震撼させる凶悪事件は後を絶たず、警察官が職務執行を行う上において術科(柔道、剣道、逮捕術等の警察官が職務執行を行う上で必要な身体能力を涵養するための技能)への積極的な取組みは必要不可欠なものとなっている。

このような情勢に対処するため、平成20年度に警察本部警務部に教養課を新設し、若手警察 官を中心とした教養の充実に努めているところであり、術科に関しては、教養課に術科指導者を 配置し、一般教養事務と併せて各所属に対する術科指導を実施している。

現在、教養課に配置している術科指導者は、柔道の高段者である課長補佐1名と、柔道、剣道等の高段者である係長3名であるが、職名については、特別の職を設けておらず、「課長補佐」、「係長」の一般的な職名を使用しているところである。

その結果、職階にかかわらず指導を行うべき術科指導者としての立場が必ずしも明確でなく、 実際に術科指導に際して、階級の下位の者が上位の者に対して指導を行うという例(例えば、教 養課係長(警部補)が警察署課長(警部)を指導する場合等)もあり、厳正かつ的確な指導に困 難を来すといった問題も生じている。

#### 2 必要性

術科指導は、全職員を対象に術科の高段者が指導者となって実施しているところであるが、術科指導において一定の効果を上げるためには、他の武道等にも見られるように、指導者に対して強い権限を付与し、厳しい指導を行うことが不可欠である。

しかし、上位階級に術科の高段者が少ない等の理由により、階級の同位又は下位の者が上位の 者を指導する場合も多く、職階における強い権限による指導には限界が生じている。

このため、他県の多くは、術科指導者に対し、師範等の職を付与して強い権限を与え、術科指導の効果を上げているところであり、本県においても、今後の術科指導を行う上で術科指導者としての強い権限が付与された師範等の職を新設することが必要である。

#### 3 効果

# (1)的確な術科指導の推進と指導体制の強化

術科訓練時における職を新設することにより、組織内における術科指導者としての立場を明確にするとともに、指示の権限を付与することにより、的確な術科指導を推進し、教養効果を上げるとともに、指導体制の強化を図ることが可能となる。

#### (2)対外的な立場の向上

対外的な術科関係の会議(柔道連盟、剣道連盟等)等において、職名によって警察組織内の 指導者であることを明確に表すことが可能となり、より適切に組織を代表して行動することが できる。

### (3) 術科担当者の士気高揚

術科指導体制の強化、対外的な立場の向上により、術科担当者の士気高揚を図ることができる。

# 4 職の格付等

### (1)首席師範

課長及び同相当職(公安職7級、管理職手当3種又は4種)

### (2) 主任師範

課長補佐及び同相当職(公安職5級及び6級)

(3)師範

係長及び同相当職(公安職4級)

### 5 職務内容

# (1)首席師範

術科(柔道、剣道、逮捕術)の高段者で、術科に関する高い見識と人格を備え、かつ、術科 教養の管理、運営を行うなど、指導者として必要な判断のできる職員を配置し、次の業務を行 わせる。

術科指導者等の人事管理

術科教養の管理、運営

関係機関・団体等との連絡調整

術科指導、各種検定の指導

その他術科教養に関する企画立案

# (2) 主任師範

術科の高段者で、術科に関する高い見識と人格を備え、かつ、術科教養の運営・指導等に関し、首席師範を補佐しつつ、術科指導等を行うことのできる職員を配置し、次の業務を行わせる。

術科教養の運営・指導

術科指導者の育成

関係機関・団体等との連絡調整

術科指導、各種検定の指導

その他術科教養に関する企画立案

#### (3)師範

術科の高段者で、術科に関する高い見識を備え、かつ、首席師範及び主任師範の指揮の下に 各所属に対する術科指導等を行うことができる職員を配置し、次の業務を行わせる。

術科指導、各種検定の実施

術科訓練等の計画

その他術科教養に関する企画立案

#### 6 運用方法

(1)設置予定(希望)

平成20年度の早い時期

(2) 師範等への任用方法

警視、警部、警部補の階級にある警察官のうち、術科の高段者で、術科に関する高い見識を備え、県警察の術科指導者としてふさわしいものを任用する。

(3)従来の職名(課長補佐、係長等)との兼務

師範等の職は、当面、従来の職名(課長補佐、係長等)と兼務させる。

例えば、「鳥取県警察本部警務部教養課課長補佐兼主任師範(柔道担当)」とする。

(4)兼務の場合の使い分け

兼務の師範等の職については、

一般教養事務等においては、従来の課長補佐、係長等の職名 術科指導、術科大会、検定、各種会議その他必要により師範等の職名 等の使い分けを行う。

#### 7 関係規程の改正

- (1)職の区分表について(昭和43年5月1日付け発鳥人委第54号鳥取県人事委員会委員長通知) の改正
- (2)職員の職務の級の分類に関する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第1号)の改正

- (3)鳥取県警察の組織に関する規則(昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号)の改正
- (4)鳥取県警察の組織の細部に関する訓令(昭和48年本部訓令第6号)の改正等

# 【質疑】

# 事務局

公の職名が欲しいということのようである。昇任試験に合格しなくても段位が高いから昇 任させようとか、課長補佐を昇任させたいから首席師範の職を作るということではない。

# 委 員

首席師範は、課長級を持ってきたり、課長補佐を昇任させたりして、必ず置くことになるのか。

# 事務局

当面は空席と聞いている。無理に置くわけではない。

# 委員

空席もあり得るのであれば納得できる。前回の協議は課長補佐を昇任させるためのものと 受け取れる内容だった。対外的に名称が必要という点は理解できる。

### 事務局

職が設置されれば、関係の規程を整備する。

# 6 次回の人事委員会の開催

平成20年6月24日(火)午前10時00分から開催することとした。